

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画							令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	実施時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
											目標達成予定時期	定量的		
○		地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境整備	・財務局が持つネットワークを活用し、共同調達の改善等に取り組む。	共同調達を推進し業務効率化を図るうえで、物価・人件費の上昇や行政コストを踏まえた対応など、地域性を考慮して実施する必要があるため。	A+	H28	物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、共同調達参加官署等における連絡会等を全財務局で開催し、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者とのノウハウの共有等に努める。 なお、事務局においても他官署における優良事例の共有等を通じて取組の支援を行う。	88年3月	通年	(地方) A	共同調達参加官署等における連絡会等を全ての財務局で開催し、物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者とのノウハウを共有。 関係機関等と連携し、連絡会等において、共同調達、調達事務のデジタル化をはじめとする調達改善に関する情報共有の機会を設けて取組を支援。	—	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善等の取組】		A+	—	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	88年3月	通年	(本省庁及び地方) A	<参考> 一者応札件数 平成19年度 1,437件 令和6年度 923件 令和7年度 872件 一者応札改善件数・改善割合 令和5年度 141件 20% 令和6年度 162件 25% 令和7年度 122件 20% ※前年度継続案件からの改善割合	—	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
			・契約ごとに、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映(入札不参加者へのアンケート調査、同業他者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信(十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等) 等について、事前に審査する。											
			・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧表を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。											
			・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。											
			・本省庁及び地方支分部局における一者応札改善等に関する成果を得た取組について、そのノウハウ等を集約し情報を共有する。 ・不落・不調となった案件についても、要因を分析した上で、当該要因に応じた対応策を検討・実施する。											
			【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】											
			・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。											
・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。														
・システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。														
○		調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を推進する。		A	R4	引き続き、入札公告、調達仕様書等の調達情報を調達ポータルを活用して電子的に公開することにより、原則電子入札及び電子契約を可能とするとともに、事業者への利用動向を積極的にを行うことで、電子入札率及び電子契約率の前年度実績を上回る。	88年3月	通年	(本省庁及び地方) A	入札案件3,338件のうち、3,281件(98%)は調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進。 電子契約を締結した実績がある事業者に対して効果的に電子契約の利用を推奨するために、本省庁及び地方支分部局において電子契約を締結した事業者が検索可能な一覧表を作成し、全ての部局で共有。 部局ごとの実施状況を分析し、各種会議等の機会を通じて利用促進を図った。 電子入札率: 昨年度68%(367件/543件)から74%(406件/546件)に向上。 電子契約率: 昨年度58%(235件/402件)から62%(258件/417件)に向上。 電子入札率: 昨年度71%(2,205件/3,091件)から74%(2,017件/2,735件)に向上。 電子契約率: 昨年度50%(1,122件/2,235件)から60%(1,216件/2,036件)に向上。	調達ポータルを利用した調達情報の掲載や、原則電子入札を用いたことにより、引き続き、幅広い地域からの事業者により資料入手や入札参加が見られたため、競争性、公正性、透明性の向上に寄与したと思考している。	継続的な取組が必要。	引き続き実施。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。  
 電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数  
 電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)  
 電子応札案件数=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数  
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)  
 電子契約案件数=契約確定案件数のうち、「契約書」または「讀書」を「電子」で実施した案件数  
 電子入札による電子契約案件数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度  
 A+: 効果的な取組  
 A: 発展的な取組  
 B: 標準的な取組

※2 進捗度  
 ・A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上  
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組  
 ・B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上  
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組  
 ・C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満  
 (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)													
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)													
		定量的	定性的												
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少額随意契約における競争性等の確保</li> </ul> <p>会計法令上、少額随意契約が可能とされている場合においても、これまで一般競争入札により実施してきた契約については、事務コストや地域性等に配慮しつつ、競争性、公正性、透明性確保の観点から、一般競争入札又はオープンカウンター方式の積極的な活用を検討する。</p>	継続	<p>(本省庁) 40件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施。</p> <p>(地方支分部局) 566件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・見積合わせを実施する場合に比べ、透明性、公正性及び競争性の確保を図ることができた。</p>												
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる少額物品の購入</li> </ul> <p>規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施する。</p>		<p>(本省庁) 32品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p> <p>(地方支分部局) 838品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・規格や性能を担保できる電化製品等の調達について、インターネット取引を利用したことにより、事務の効率化を図ることができた。</p>												
<ul style="list-style-type: none"> <li>共同調達又は一括調達の見直し</li> </ul> <p>コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減など地域の実情を考慮し、実施に当たっては、これまでの実績を踏まえ対象品目や仕様の見直しを検討する。</p>		<p>(本省庁及び地方支分部局) 全ての財務局において近隣官署とのネットワークを活用し、共同調達参加官署等による共同調達に関する連絡会等を開催し、地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境を整備。</p> <p>本省庁及び地方支分部局において、共同調達又は一括調達を引き続き実施。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・共同調達又は一括調達を実施したことにより、事務の省力化等を図ることができた。</p>												
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。</p> <p>なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	継続	<p>(本省庁及び地方支分部局) 水道料金等のクレジットカード決済は27部局において導入。また、導入部局すべてにおいてクレジットカードの複数年利用を実施。</p> <p>&lt;参考&gt; ・全35部局のうちクレジットカードを導入している部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部局数</th> <th>導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>24部局</td> <td>69%</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>25部局</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>27部局</td> <td>77%</td> </tr> </tbody> </table>		部局数	導入率	令和5年度	24部局	69%	令和6年度	25部局	71%	令和7年度	27部局	77%	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・クレジットカード決済及びクレジットカードの複数年利用により、事務の効率化を図ることができた。</p>
	部局数	導入率													
令和5年度	24部局	69%													
令和6年度	25部局	71%													
令和7年度	27部局	77%													

**外部有識者からの意見聴取の実施状況**  
(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【尾花 眞理子 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士】 意見聴取日【令和8年6月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを活用し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 共同調達の取組は確実に進んでいるものと思う。地方支分部局による調達は地方活性化にも効果があることから、地方の公共調達市場を育てるための調達セミナーを、行政コストの点も鑑みて、簡易な方法で実施することを検討してもよいのではないかと。</p> <p>○ 一者応札改善の取組は確実に進んでいるものと思う。政府の所得増進政策の障害にならないような適正な予定価格の算定に引き続き努めてほしい。物価上昇時の昨今、応札者による入札価格の適正な算定や応札のハードルの上昇防止のため、物価上昇にともなう請負代金・委託費増額についての協議条項の適用指針を公表することを検討してもよいのではないかと。 また、新規の技術性の高い高額な事業の調達については、二段階選抜方式(総合評価落札方式)やプロポーザル企画競争等新しい方式の採用を検討してもよいのではないかと。</p>	<p>○ 行政コストも踏まえて調達事務の効率化に努めるほか、地域の実情を考慮した共同調達を継続して実施するため、連絡会による検討等を引き続き工夫しながら取組を進めていく。</p> <p>○ 引き続き一者応札の改善に向けた取組を推進していくとともに、物価上昇などの調達環境の変化に的確に対応しつつ、適切な調達方法の選択について引き続き検討しながら取組を推進していく。</p>

外部有識者の氏名・役職【梶川 融 太陽有限責任監査法人 会長】 意見聴取日【令和8年6月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを活用し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 地方支分部局における共同調達については、共同調達参加官署等における連絡会等をすべての財務局で実施しており、調達環境の変化に対応した取り組みを着実に進めていると考える。今後、府省を越えた実務担当者のノウハウの共有、調達事務のデジタル化等を通じ、各府省の職員の事務負担が軽減する取り組みについて支援を継続してほしい。</p> <p>○ 全般的に調達計画に関する取り組みは順調に進んでいると思われる今後継続してほしい。但し、従来の取り組みに関し一定の振り返りを行い、課題が発生していると思われる点がないかは検討してほしい。</p>	<p>○ 引き続き地方支分部局における連絡会等の取組を進める中で、調達環境の変化にも着実に対応していく。また、事務負担の軽減にも資するよう、ノウハウの共有やデジタル化の促進についての支援を継続していく。</p> <p>○ 調達改善全般の取組については、引き続き関係機関等とも連携しつつ取組を推進していく。また、これまでの取組の振り返りを実施し、調達環境の変化等にも照らして適切なものとなっているか等の検討を不断に行っていく。</p>

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを活用し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 物品・役務等の調達環境は、物価上昇、人手不足、サプライチェーンリスクの増大、及び高度IT人材不足の影響を受けて、近年でも特に厳しい局面にあり、リスク管理の観点を踏まえた改善活動が必要になっていると考える。このような環境下にあつて、これまで蓄積された調達ノウハウについて、本省をリーダーとして、財務局から地方支分部局に至るまで共有化され、調達改善及び事務の省力化が実現できており、今後とも継続的な取り組みが期待される。</p> <p>○ 一者応札に係る改善の取り組みを見ると、民間事業者からのヒアリング、事前審査及び要因分析を踏まえた審議など、地道な改善努力が行われており、その結果として一者応札件数が減少し、改善割合も一定割合を達成できており、これまで継続している調達改善活動の成果が表れていると認められる。</p>	<p>○ 地方支分部局が構築している近隣官署とのネットワークを維持し、厳しい局面にある調達環境も踏まえた改善に資するよう、蓄積されたノウハウの共有などに努め、調達改善に向けた取組を推進していく。</p> <p>○ 引き続き一者応札の改善に向けて、民間事業者からのヒアリングや事前審査等の各種取組を継続するとともに、要因分析を踏まえた入札等監視委員会における審議の活用などにより、取組を推進していく。</p>